

令和6年度五條市保育料月額表(0歳～2歳児クラス)

階層区分	区分の定義		0歳～2歳児クラス月額保育料 (3歳～5歳児クラスは無償化)	
			標準時間	短時間
100階層	生活保護世帯等		0	0
200階層	市町村民税非課税世帯		0	0
		内ひとり親家庭等 210階層	0	0
300階層		48,600円未満	15,600	14,600
		内ひとり親家庭等 310階層	7,200	6,200
400階層	100・200・210 階層を除く市 町村民税所得	48,600円以上 97,000円未満	24,000	23,000
		内ひとり親家庭等で 77,101円未満 410階層	7,200	6,200
500階層	割課税額が次 の区分に該当 する世帯	97,000円以上 169,000円未満	35,600	34,600
600階層		169,000円以上 301,000円未満	48,800	47,800
700階層		301,000円以上 397,000円未満	64,000	63,000
800階層		397,000円以上	67,300	66,300

【注意事項】

- ① 令和6年4月より、保護者の所得や子どもの年齢にかかわらず、生計を一とする子どものうち最年長者を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子以降の保育料を無償化しています。就学等の関係で第1子が別居している場合は、戸籍謄本や健康保険証等の写しの提出をお願いする場合があります。
- ② 階層判定に使用する市町村民税所得割額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所割額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除を行う前の額となります。ただし、令和6年度市民税所得割額に限り、定額減税額が控除されます。
- ③ 父母の年間収入金額の合算額が103万円未満の場合は、その他の扶養義務者(家計の主宰者に限る)として児童の祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹などの市民税所得割額を保育料算定に使用します。
- ④ ひとり親家庭等とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯 及び 在宅障害者(児)を有する世帯です。障害者(児)とは、障害手帳(身体・療育・精神)の保持者、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者、特別児童扶養手当の支給対象児です。
- ⑤ 家庭状況が変更になる(ひとり親家庭、離婚調停中など)場合は、各園または子ども未来課まで連絡頂きますようお願いいたします。(保育料等が変更になる場合があります。)
- ⑥ 修正申告等により、税額に変更が生じた場合は、速やかに子ども未来課まで変更後の税資料(修正申告書の控えのコピーなど)をご提出ください。(保育料等が変更になる場合があります。)
- ⑦ 保育料は、4月分から8月分は令和5年度の税額、9月分から3月分は令和6年度の税額で決定するため、年度の途中で変更となる場合があります。

副食費の徴収免除について(3歳～5歳児クラス)

1 給食費(主食費と副食費)

- (1) 幼稚園・保育所等の給食費は主食費(パン・ごはん代)と副食費(おかず・おやつ代)に区分されています。
- (2) 主食費・副食費の金額は、園や認定区分(1号・2号)によって異なります。
- (3) 副食費は、保護者の市民税額や児童のきょうだいの人数によって免除の制度があります。
- (4) 0歳から2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれています。

給食費	主食費(パン・ごはん代)	全員にお支払いいただきます。
	副食費(おかず・おやつ代)	免除の有無を市が決定します。

2 副食費免除の対象となる子ども

【1号認定児童】

下記のいずれかに当てはまる場合

- (1) 保護者の市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯の児童
- (2) 保育所や認定幼稚園等に在籍している又は小学校1年生から3年生までの兄又は姉が2人以上いる児童

【2号認定児童】

下記のいずれかに当てはまる場合

- (1) 保護者の市民税所得割額が 57,700 円(ひとり親家庭等は 77,101 円)未満の世帯の児童
- (2) 保育所や認定幼稚園等に在籍している兄又は姉が2人以上いる児童

(注意事項)

副食費免除の判定は、4月分から8月分は令和5年度の税額、9月分から3月分は令和6年度の税額で決定するため、年度の途中で変更となる場合があります。裏面の注意事項もご確認ください。